

# 山梨県公報

号外第七十一号

平成十八年

十二月十八日

日 曜 月

二 登録を行う日  
三 縦覧に供する期間

は同年一月二十一日)  
平成十九年一月三日  
平成十九年一月四日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 直接請求又は解職の請求のための署名を求められない期間……………一  
山梨県知事選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間……………一

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

山梨県知事選挙が行われるため、平成十八年十二月十八日から山梨県知事選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求められない。

平成十八年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成十九年一月二十一日執行予定の山梨県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十八年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十九年一月三日(ただし、年齢について

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番